

祇陀大智と菊池一族

一

享保二年（一七一七）十二月十日、面山瑞方（一六八三—一七六九）が撰述した『祇陀大智禪師行録並序』に従えば、正和三年（一二三四）入元した大智は、正中元年（一二三二）加州石川郡宮腰津（現・金沢市金石）に帰着する。『行録』では、帰帆の年次につづけて「徑登能之洞谷省觀鑿山和尚」と記すから、宮腰の津に帰着した大智が、その足で直ちに洞谷山永光寺に到り、堂山に謁したかのごとき印象を与えるが、『洞谷記』には、正中二年（一二三三）の条に

同五月廿日。鎮西智侍者。遠訪風来。曹山重徧。五位君臣。

二冊。投子青語。一冊。真歇語。一冊。將來云。重徧者。太宋國。

未流布。況乎日本始見之。大可秘藏。非其人者。不可令見。為家重宝。投子語。真歇之語。開印板。可流布。

とあって、洞谷山参到の時期に約一年の齟齬がある。これについて大久保道舟氏は

鈴木格禪

思ふに禪師の帰朝が正中元年であったことは、肥後広福寺に所蔵せられている菊池第十二代時叔阿の寄進状にも見えてゐるところで、寸毫も疑ふことが出来ない。即ち同状には、「大智上人去正中元年甲子從宋土乙未歸朝。占擇閑寂之地、擲俗塵名利之境、可傳靈山少林永平之古風於尽未來際、志願堅固之間、寂阿不勝感嘆隨喜之至、以當山（広福寺）一限永代所奉寄進大智上人也云々」と見えてゐる。これによると、禪師は帰朝早々閑寂の地を占擇し、俗塵名利を擲つて靈山少林永平の古風を尽未來際に伝へんことを願はれたといふのであるから、東帰と同時に九州に於て武時に面謁せられたことが判然する。従つて我國に帰省せられた場所は或は九州の沿岸ではなかつたかと思はれる。若し加賀宮の腰の津が事実であるとしたならば、何故翌年五月までも鑿山禪師への省觀を延期せられたか、その理由が明かにならないのである。よもや宮の腰より能登を素通りして一旦九州に還られ、翌年改めて省觀せられたとは考へられないのである。されば宮の腰著岸説は、面山和尚が單なる地方的伝説を基礎として書かれたものではないかと想像せられる。

と述べて、宮腰の津著岸説に否定的であり、帰国早々より菊池武時と大智との間に、親交関係のあったことを示唆している。

広福寺文書に従えば、大久保道舟氏のいう武時の寄進状には日附がなく、また案文は肥前高来郡加津佐の水月庵に在つて、^③広福寺所在の文書はその写しである。それゆえ古来その扱いに疑義を生じ、その是非について論議せられた。その論議の目標となるところは、聖護寺と広福寺の建立の先後についての問題であり、この文書を偽書とすれば、面山が『行録』でいうごとく聖護寺が先の建立となり、これを是とすれば、広福寺が先の開創となつて、面山以来の通説を改変することになる。寺院建立先後のことは、小論に直接関係する問題ではないが、念のため武時寄進状の全文を示せば、次の通りである。

〔菊池肥後守寂阿寄進状案文〕
（端真書）

奉寄進本案文書、肥前高来郡加津佐水月在之。

肥後国玉名郡石貫内

在之。
巨細文書

右、奉当伽藍地并山野寄進元者、大智上人去正中元年甲從宋土帰朝、占拠閑寂之地、早擲俗塵名利之境、可伝靈山少林永平之古風、於尽未来際、志願堅固之間、寂阿不勝感嘆、隨喜之至、以当山限永代、所奉寄附大智上人也、末代子孫号本寺旦那、恣己之私情、以住

持職、如恩給付追陪位勢之輩、破壊正法之事定有之歟、仍申成当山於公家御勅願寺、一衆安穩行道、奉祈 聖朝天長地久、兼当寺開山大智上人法乳之子孫、相繼住持職、可伝心燈於龍華之晨賜者也、^{委細事者、本寺之本體文在之。}雖雖、為本寺旦那所、当山被定置置文之内、五箇条制法之外者、住持職山野并檢断大小之事、永却不可相成綺、後代子孫若背寂阿寄進状之旨者、為三宝敵対及不孝之子孫之上者、永違三世常住三宝・当国鎮守阿蘇大明神并通拜大明神冥鑑、可失家門之運命、若守斯寄進之旨、以清淨信心守護正法之者、密蒙 三宝諸天之護念、子々孫々全弓箭之家、永可奉守国家之宝祚、因而寂阿自出身血、合朱押手印於寄進状之面、以所曉諭後代子孫者也、永為奉護持正法、仍所奉寄進状如件、

菊池肥後守寂阿手印判

石貫広福寺

長老

③

大久保道舟氏が引用し指摘したのは、大智帰朝の年の特定と武時との関係についてののみであつて、この文書の全体が示すような、両者のかかわりの深さについてではないであらう。この文書の筆勢と文言は、後年、大智に呈上される多くの菊池文書に共通しており、帰国後一年に満たざる間に、大智の感化をうけた武時のものとしてみるのは、少し無理があるように思われる。因みに面山は、広福寺の開創を観応二年（一三五）とし、營建の主を武時の長子武重としており、

広福寺が武時の寄進した土地に建立せられたことを、寄進状の文を引用して述べている。³⁾『広福寺世代年表略記』には、

開基 心空寂阿菴主

菊池十二代 從五位下肥後守次郎武時 年四十二

正慶二年癸酉三月十三日

開山

大智祖繼大和尚

建立 人皇九十五代後醍醐帝 元徳二年庚子年 今安政五年

年に至る五百二十九年

遷化

南朝 後村上帝 正平二十一年丙午十二月十日

とあつて、広福寺開創は元徳二年(一二三〇)と明記せられて
いるが、広福寺縁起には「寺は、正平十二年(一二三七) 菊池
武澄公によつて建てられ、開山大智禪師は傑出したた高僧で
―」とあつて、広福寺に関しては、その創建の年次について

(大慈寺開山)
寒巖義尹

(一二二七―一三〇〇)―斯道紹由(不詳―一三〇一)

(大慈寺二世)

大智は懷義より五歳の年長であるが、二人は親交があつた。
そのことは大智の初七日における懷義の祭文からも、これを
うかがうことができる。

祭大智禪師二文

日輪天菴懷義

維正平念一年歲次丙午臘月十日祇陀開山法兄智公和尚大禪師
示寂肥前州之水月菴肥後州日輪住持法末比丘懷義迎二七日謹

祇陀大智と菊池一族(鈴木)

も建營の人についても一定せず、なお問題を遺している。

大智が正中二年洞谷に鑿山禪師を省觀してから、加州河内
莊吉野郷(現・石川県石川郡吉野谷村吉野)の山中に茅を結び、
やがてここを開創して、獅子山祇陀寺と名づけるが、大智を
菊池に幹旋し、九州に招換せしむる原因になったものが、い
ったい何であつたか、これもまた判然としない。水野弥穗子
氏は、鈴木素田氏の『大智禪師偈頌訓註』を参酌しながら、
肥後、山鹿市の日輪寺は正和五年(一二一六)の建立であるが、
「中興開基菊池武時、中興開山 天菴懷義」となっていると
ころから、武時と懷義との関わりの深さを敍べ、懷義と大智
との法縁を述べることによつて、大智と武時との間を結んで
いる。⁴⁾懷義は大慈寺第三世鉄山士安の法嗣であり、大智とは
法の叔姪関係にある。簡略に図示すれば、次のごとくである。

(大慈寺三世・日輪寺開山)
鉄山士安(一二四六―一三三六)―天菴懷義(一二九五―一三七二)
祇陀大智(一二八九―一三六六)
(寒巖に受業するも嗣法は明峯素哲)

具菲薄之貧告祭尊靈曰嗚呼悲哉惟師寒巖受業法乳忘味求師
永光応洞谷記得衣明峯為其真嗣曲不藏直真不掩偽遍
參大元更無知識畫錦還郷諸徒所恃嘉名無翼而飛遐邇迅機
雷顯仏祖吞氣目光射人脾腕一世倦遊叢林演睡名位林泉
榮情輿電失媚北越西関開基三寺行藏去就更無定止晚願顏
齡靖退桑梓緇白輻湊中外相倚師七十七我七十二在待湓然余

祇陀大智と菊池一族（鈴 木）

喘無幾聞病裁書便問安否使者未歸既告先死坐水月場
成夢中事天喪老成空遺隻履洞門梁頰有誰扶起老臂酸兮弗
克整理天之蒼蒼淚之漣漣感暮天寒隔海水嗚呼悲哉一奠告
誠三嗅毋棄尚享

大智が、元より帰国したのちも、九州辺を往来し大慈寺に
出入していたことは、嘉暦元年（一三三六）十月十二日、大慈
寺瑞華庵における道元禪師の『御遺言記録』の筆写や、『教
授戒文』『宝慶記』等の写しのあることによっても、概ね推
測しうる。

転変きわまりない時代の激流の中で、南朝への孤忠を墨守
しようとした菊池武時が、一族の精神の教導を依託するに足
る人物の紹介幹旋を懷義に議したとき、懷義が大智を推した
としても、決して不自然ではない。

菊池氏が南朝に殉じて、その節を枉げなかった背景につい
て、かつて、それは専ら大智の教導によるものであるとのみ
喧伝され、いまも、ひそかにそれを首肯する士があるものの
ごとくであるが、それはむしろ大智にばかり帰せられるべき
ことではなくして、大慈寺そのものにも原因があると考えら
べきではないか。大慈寺は寒巖義尹の開創による。義尹は後
鳥羽または順徳の子として出生し、道元禪師の法脈を引く者
としても、肥後に絶大なる徳化を布いた。菊池氏の南朝敬慕
の縁由は、この辺りにもありはしないか。それゆえに菊池氏

は、大慈寺や、大慈寺縁りの寺や僧に帰依し、深いかかわり
を持つようになったのではないだろうか。

大智は祇陀寺を離れて肥後に飛錫する。大智を招いた武時
は、後醍醐の令旨を奉じて、元弘三年（一三三三）博多に出陣
するが、少貳・大友の違乱によって戦死し、菊池氏は潰滅的
な打撃をうける。その様子は『太平記』（巻十一）の活写する
ところであるが、敗軍の惨状は『博多日記』が描写して群を
圧する。次の通りである。

正慶二年閏二月二日

正慶二年三月十一日肥後国菊池二郎入道寂阿博多ニ付畢同十二日
出仕之時遅参之間不可付着到之由侍所下広田新左衛門尉問答之間
及口論畢同十三日寅時博多中所々ニ付火焼払寂阿カ筑州江州ニ立
使者申云宣旨使ニ罷向候念可有御向之由触廻ル筑後入道殿ハ堅糟
ニテ此使二人カ類ヲ切十三日夕方被進匠作方江州ハ可打止之由被
仰之間彼使逐電畢サテ菊池捧錦旗松原口辻堂ヨリ御所ニ押寄之処
辻堂ノ在家ニ火付タル間不及押寄シテ早良小路ヲ下リニヲメイテ
懸宣旨ノ御使七人々参テ可付著到之由ノ、シリテ櫛田浜口ニ打出
錦旗一流菊池旗并一門等旗アマタ捧テヒカヘタリ爰筑州祇候人變
場兵庫允相向尋申事子細之処即兵庫允并若党一人被討畢次武蔵四
郎殿武田八郎以下焼失ハ菊池所行トテ相向息濱菊池宿之処早ク菊
池打出タル間息浜ノサキヨリ廻テ横田浜口ニ菊池引ヘタル処ニ
追懸タリ即及合戦武田八郎ハ負手竹井孫七同舍弟孫八并安富左近
將監等被討畢サテ御所ニ押寄及合戦菊池入道子息三郎二人ハ犬射

馬場ニテ被討菊池舎第二郎三郎入道覚勝以下若党等打入御所中既ニ御壺ニ責入致合戦之間敵七十余人被打止畢菊池嫡子二郎并阿蘇大宮司ハ落畢匠作御方モ或討死或数輩負手畢サテ合戦過テ筑州江州以下鎮西人々被參御所即菊池入道子息三郎寂阿舎弟覚勝以下若党等頸被懸犬射馬場寂阿三郎覚勝三人カ頸ハ始四五日ハ不被懸後ニ被懸之寂阿并子息三郎覚勝頸ハ別ニ被懸之夜ハ取テ被置御所十ヶ日計アテ以釘被打付札銘ニ云謀反人等頸事菊池二郎入道寂阿子息三郎寂阿舎弟第二郎三郎入道覚勝云々菊池方手負人等落行之処国々ヨリ博多ニ馳上ル勢共行向打取之頸ヲ取進之間犬射馬場ニ三重ニ被懸之五所ニ木ヲニイワタシテ被懸其後亦連々ニ自所々取進落人頸二百余也糸田殿即御所ニ御入參州殿十三日御登アル処ニ筑後国横隈ニテ菊池孫子兒童并若党十人計行合奉ル間即被討畢頸ハ御持參アリ

同日肥後国菊池城ニ被向打手³

「博多日記」はまた、妻を迎えて僅かに十六日目というのに、父に従つて出陣し、敗死して犬射馬場に梟首された武時の次男、三郎頼隆の妻女が、夫の首をみて精神に異状をきたしたさまを具さに描写し、一掬の涙を注がしめる。戦さとはまことに悲惨なものである。かかる凄惨な状況の連続の中で大智は、菊池氏に対して、次のように教導している。

夫れ生死の大事を裁断することは、坐禅にすぎたる要徑なし。いはゆる坐禅は、静かなる処に蒲団一枚を安じ、その上に端身正坐して、身になすことなく、口にいふことなく、意に善惡をはか

祇陀大智と菊池一族（鈴木 木）

らず、唯しづかに坐して壁に面ひ、坐して日を送る。この外に何の奇特玄妙の道理なし。

このように、一切の妥協を排し、人情を遮断した大智の提撕は、却つて菊池一族の帰敬を深めたものごとく、大智に対して提出された多くの起請文の類は、異口同音に「家門正法」を高唱し、一族が進退の純潔を三宝に祈誓している。

延文三年（一三三八）には、春から暮かにかけて、多くの書状が大智に捧げられ、興国三年（一三四二）にもまた、同様の現象がみられる。その背景には、それを慈憑するにふさわしい一族の、危機的状況があつたにちがいないと推度するが、いまはそれを具さに示し得ない。大智にあてて提出された起請文のうち、一族の心事を、もっともよく代表したと思われるのは、武時の五男で、木野氏を継いでその祖となつた武茂のものである。これを左に紹介してみよう。

菊池武茂起請文

敬奉対三世常住一切三宝、殊者鳳儀山護聖寺七仏五十余代仏祖并満山護法善神・天龍八部・当国鎮守阿蘇大明神御前、所発願起請文事、

一 武茂弓箭の家ニ生て、朝家ニ仕ふる身たる間、天道に応て正直の理を以て天家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三宝の御ゆるされをかうふるべく候、其外私の名聞、己欲のために、義をわすれ、恥をかへりみず、当世にへつらへる武士の心

祇陀大智と菊池一族（鈴木）

をなかく離へく候、

一 己欲のため、親疎によりて、五常の道にそむくへく、世にあるへからず候、それも愚闇の身にて候間、正理を不弁してあまり候へん時へ、御いさめに応して、やかて正路に本つくへく候、

一 已前の二箇条の道を守候へん事へ、当世難義の事に候と雖も、釈迦牟尼仏の正法を護持し奉、その志至誠に存候間、条々発願に若あやまりおかし候罪過に依天、天罰を受候と雖も、末代当正法破滅之時、たとひ一日一夜にても正法を護持し奉らん信心を、此身ニおこし候功德を随喜し候に依天、先在家正直の願を立候所也、此願あきらかに三宝龍天の照鑑あをき奉候、護法之志よりほかへ、聊も私の望へなく候也、此願真実ニして天心に通し候へ、ねかはくハ尺尊正法、（釈、下同）至于慈尊出世断絶なくして、法界衆生を济度して、同証法性之身、

一 正法を護持し奉る発願者、今生の名利栄花をなくすて、後生菩薩のみちを一すちにもとめたてまつらん僧侶を、清浄の信心をおこして守護帰敬申候へし、

一 公法出仕、或私の交衆等の外へ、心をおこして名聞栄花をたしなみ、このむへからず候、為在俗之身間、聊徒然をなくさめんために、俗塵のわさを行せんをへのそく、当世不実の者の振舞并文武二道にはつれ、仏法興隆の為ならずして、法にもれて国家のついでたらん事をへ、為護持正法かたく停止之、

一 尺尊正法寿命をつきたてまつらんかために、自殺生并領内六齊（齊）

日の敏生を、なかく禁断せしむへく候、

一 舎兄（武時）肥後守、子々孫々まていましめを定置れ候て、正法護持之志至誠にましへく候へ、武茂随喜仰信の心を発候て、子々孫々まてに誠を定置候て、且為君為家、真俗同心に正路を守て、如来正法を護持し奉へく候、

一 聴聞正法の深恩を為奉報謝、生々世々正法紹隆しましへく候へん時へ、必一世むまれ值奉て、正法に信心を起し、結師弟之縁、共可奉護持正法候、仍発願起請文如件、

若壞斯起請文之旨候者、三宝仏祖・天龍護法善神冥罰を、武茂か八万四千毛孔ことに罷蒙て、今生ニハ白癩黒癩の病を受、当来にハ七生まで仏法に不可奉值候、伏願三実証明、随喜護念、龍天納受、所願成就、

延元三年八月十五日 藤原朝臣武茂（血判・花押）

一族は「名聞栄花をたしななみこのむ」ことを捨て、「正法護持」をもつて、その「正路」とすることを、仏祖の真前に祈誓したのである。菊池一族に対する大智が教導の実を、ここに見るのである。 （以上）

（一九八九・八・二四）

1 駒沢大学『実践宗乗研究会年報』第三輯（昭和十年）。

2 広福寺文書「菊池武時寄進状案」（曹洞宗古文書・上・P 五二八・参照）。

3 右に同じ。

4 面山撰『祇陀大智禪師行録並序』。

5 日本の禅語録『大智』。P 三六。

6 『大智禅師偈頌弁解』附録。

7 別名『正慶乱離志』。京都・東福寺の僧、良覚なるものの覚書なりという。正慶元年（一三三二）十二月より、翌二年四月までの記事のうち、三月十一日より四月七日までの記録を特に「博多日記」と称す。

8 「博多日記」四月四日の項。

9 『鳳儀開山大智禅師法語』

10 広福寺文書「菊池武茂起請文」（『曹洞宗古文書・上・P 五四三』）。

△キーワード▽ 祇陀大智の宗教意識、南北朝の動乱、菊池氏の

仏教受容

（駒沢大学教授）

発表規則について

ご承知のように近年本会会員の増加によりまして、学術大会の発表者が増大し、当番校の負担が過重になりました。併せて学術大会でご発表の研究を、学会誌に掲載できないことが多くなりました。この二つの難点を解決するために、昭和五十八年六月十二日の高野山大学における理事会で「会員の学術大会における発表は二年に一回以内とする」と決定いたしました。この規則における「発表」とは、学術大会における論文の口頭発表とその雑誌掲載の両者を含むものであり、「二年に一回以内とする」とは、二年連続して発表することができないということの意味すると、昭和五十九年十一月十一日の理事会で確認されました。

付 記

一、近年プログラム作成以後に発表を取り消す方が増加し、当番校に多大のご迷惑をおかけしているばかりではなく、学会の有意義な運営上まことに好ましくあらざる傾向でありますので、プログラムに掲載された方は次年度に発表することを遠慮いただきたいと存じます。

二、当分の間これを原則といたします。